

令和6年度 危険物取扱者保安講習の受講案内

令和6年4月
山口県
一般社団法人山口県危険物安全協会連合会

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習を次により実施します。

1 講習の日時・場所 P4～P5のとおり

2 受講対象者

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

なお、受講義務のない方でも免状所持者で受講を希望する方は受講できます。

3 受講期限

(1) 継続して危険物の取扱作業に従事している方

前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

※ **令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に受講した方**で、令和6年3月31日までに受講していない方は、**今年度が受講期限**となります。

(2) 危険物の取扱作業に新たに従事する方又は再び従事することとなった方

危険物の取扱作業に新たに従事することとなった日又は再び従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。

(3) 上記(2)の方のうち、従事することとなった日前2年以内に免状の交付又は講習を受けている方

免状の交付日又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

※ 受講義務者が受講期限内に受講しないときは、消防法第13条の2第5項の規定により、危険物取扱者免状の返納を命ぜられることがあります。

4 講習の区分

講習区分	従事している危険物施設
A 給油取扱所	給油取扱所（移動タンク貯蔵所（タンクローリー）を含む）
B コンビナート	石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業所の危険物施設
C その他（一般）	上記以外の危険物施設

※ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）従事者は、A又はCで受講が可能です。

5 講習時間及び講習科目

午前・午後	講習時間	講習科目	
午前の部	9:00～12:00 (3時間)	9:00～10:00	危険物関係法令
		10:00～12:00	危険物の火災予防
午後の部	13:00～16:00 (3時間)	13:00～14:00	危険物関係法令
		14:00～16:00	危険物の火災予防

※ 受講開始30～40分前を目途に開場予定です。

6 受講手続き

危険物取扱者保安講習受講申請書に必要事項を記入(記入要領等はP6～7参照)し、申請書裏面に受講手数料(非課税・山口県収入証紙5,300円分)を貼って申請してください(申請の受付は、5月10日(金)から開始します)。

(1) 受講申請書の配付場所(住所、連絡先等はP8参照)

- ① 各地区(市)の危険物安全協会等(県内各消防本部内)
- ② 県内の各消防本部、消防署、出張所等
- ③ 山口県危険物安全協会連合会(以下「連合会」と称する)

(2) 受講申請書の郵送を希望する場合

- ① 連合会あてに、次の②(折りたたみ可)及び③を同封して請求してください。
- ② 返信用封筒
ア 封筒のサイズは、角6(縦223mm×横162mm)以上のサイズでお願いします。
イ 返信用封筒にあなた(又は事業所)の住所、氏名を記入し、所定の郵便切手を貼ってください。
- ③ 連絡用紙等(メモ紙)
受講申請書の郵送を希望する旨及び必要部数を書いてください(例:申請書2部郵送希望)。

(3) 受講申請書の提出先(住所、連絡先等はP8参照)

- ① 受講する会場が所在する地区(市)の危険物安全協会等へ提出してください。
- ② 郵送申請でも受付します。ただし、定員満了に至った日については、当日に持参された申請書を優先します。

(4) 受付期限

原則として、受講を希望される講習実施日の4週間前までに提出してください。ただし、各会場とも定員に限りがあります。定員に達すると受講できないことがありますのでご注意ください(定員満了時には、連合会のホームページでお知らせします)。

7 受講申請の取りやめ及び受講日時の変更

受講申請受付後の申請の取りやめ、返却はできません。

急病その他やむを得ない事情により受講日時を変更したい場合は、速やかに、申請書を提出した地区（市）危険物安全協会等又は連合会にご相談ください。

8 講習当日の注意事項

- (1) 講習当日は、受講票、危険物取扱者免状、筆記用具を持参してください。
- (2) 危険物取扱者免状は、講習開始前に回収し、講習終了後、講習修了の証明をしたものをお返しします。
なお、遅刻や早退などにより、所定の講習の一部を受講できなかったときは、受講修了の証明ができないことがありますので注意してください。
- (3) 免状紛失や新規免状申請中、写真書換え申請中などで、危険物取扱者免状を持参できない方は、会場で担当職員に申し出てください。

9 オンライン講習の実施

通常の見面による講習受講が困難な方のために、今年度もオンライン講習を実施する予定ですが、現時点で実施時期等の詳細については未定です。

決まり次第、ホームページでお知らせします（8月初旬の予定）。

10 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染状況や自然災害等により、講習日程を変更したり講習を中止したりすることがありますので、申請する際には必ず連合会のホームページで最新の情報を確認してください。
- (2) 講習日程を変更したり講習を中止した場合は、受講申請書に記載された連絡先（事業所や個人電話など）を通じて、代替開催日時や他の会場での変更受講などをご案内します。
- (3) 下関市消防訓練センターには受講者用の駐車場がありません。
※ 漁協関係の会場にも、一般用駐車場のないところがあります。
- (4) その他不明な点は、連合会又は最寄りの地区（市）危険物安全協会等（P 8 参照）にお問い合わせください。

講習の日時・場所

(1) A区分

月	日	曜	開始時刻	会 場	所 在 地
7	5	金	09:00	下関市消防訓練センター	下関市秋根西町一丁目5番10号
	10	水	09:00	山口県総合保健会館	山口市吉敷下東三丁目1番1号
8	2	金	13:00	いわくに消防防災センター	岩国市愛宕町一丁目4番1号
	20	火	13:00	見島ふれあい交流センター	萩市見島326番地12
	27	火	09:00	山口県農業協同組合 宇部統括本部	宇部市大字川上字小羽山74
9	6	金	09:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24
	12	木	09:00	柳井市文化福祉会館	柳井市柳井3718番地
	18	水	13:00	デザインプラザHOFU	防府市八王子二丁目8番9号
	20	金	09:00	光地区消防組合消防本部	光市光井六丁目16番1号
	26	木	13:00	いわくに消防防災センター	岩国市愛宕町一丁目4番1号
	27	金	13:00	山口県漁業協同組合 越ヶ浜支店	萩市大字椿東6446番地5
10	1	火	09:00	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター (小野田消防署)	山陽小野田市高栄一丁目6番1号
	2	水	09:00	向津具公民館	長門市油谷向津具下3265-2
	9	水	09:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24
	18	金	09:00	下関市消防訓練センター	下関市秋根西町一丁目5番10号
	30	水	09:00	山口県漁業協同組合 通支店	長門市通671-15
	31	木	09:00	萩市総合福祉センター	萩市江向510番地
11	6	水	09:00	山口県漁業協同組合 川尻支店	長門市油谷川尻631
	14	木	09:00	下松市消防本部	下松市大字河内1950番地

(2) B区分

月	日	曜	開始時刻	会 場	所 在 地
7	17	水	13:00	いわくに消防防災センター	岩国市愛宕町一丁目4番1号
	26	金	13:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24
	30	火	13:00	山口県農業協同組合 宇部統括本部	宇部市大字川上字小羽山74
8	27	火	13:00	山口県農業協同組合 宇部統括本部	宇部市大字川上字小羽山74
	28	水	13:00	山口県農業協同組合 宇部統括本部	宇部市大字川上字小羽山74
	30	金	09:00	いわくに消防防災センター	岩国市愛宕町一丁目4番1号
9	6	金	13:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24
	25	水	13:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24
10	9	水	13:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24

(3) C区分

月	日	曜	開始時刻	会 場	所 在 地
7	5	金	13:00	下関市消防訓練センター	下関市秋根西町一丁目5番10号
	12	金	09:00	光地区消防組合消防本部	光市光井六丁目16番1号
	24	水	13:00	いわくに消防防災センター	岩国市愛宕町一丁目4番1号
	26	金	09:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24
	30	火	09:00	山口県農業協同組合 宇部統括本部	宇部市大字川上字小羽山74
8	22	木	13:00	デザインプラザHOFU	防府市八王子二丁目8番9号
	28	水	09:00	山口県農業協同組合 宇部統括本部	宇部市大字川上字小羽山74
	29	木	13:00	デザインプラザHOFU	防府市八王子二丁目8番9号
9	3	火	13:00	デザインプラザHOFU	防府市八王子二丁目8番9号
	4	水	09:00	光地区消防組合消防本部	光市光井六丁目16番1号
	5	木	13:00	いわくに消防防災センター	岩国市愛宕町一丁目4番1号
	10	火	09:00	美祢市消防本部	美祢市大嶺町東分11173番地
	10	火	13:00	美祢市消防本部	美祢市大嶺町東分11173番地
	25	水	09:00	周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目118の24
	30	月	13:00	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター (小野田消防署)	山陽小野田市高栄一丁目6番1号
10	1	火	13:00	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター (小野田消防署)	山陽小野田市高栄一丁目6番1号
	10	木	09:00	柳井市文化福祉会館	柳井市柳井3718番地
	11	金	09:00	山口県総合保健会館	山口市吉敷下東三丁目1番1号
	18	金	13:00	下関市消防訓練センター	下関市秋根西町一丁目5番10号
11	7	木	09:00	萩市総合福祉センター	萩市江向510番地
	14	木	13:00	下松市消防本部	下松市大字河内1950番地

記入例（申請書・受講票）

危険物取扱者保安講習受講申請書				申請日：令和6年 6月 7日	
ふりがな		やまぐち たけお		生年月日	
氏名		山口 太郎		63年10月15日生	
住所		〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		③ 事業所名・〒所在地・電話	
①		〇〇石油(株) 〇〇支店		〒753-0135	
②		〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇		〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇	
危険物取扱者免状		講習区分 (A)・B・C		④ 講習会場	
講習区分 (A)・B・C		講習日		令和6年 8月 6日	
講習会場		講習時間		午前 午後	
講習時間		9:00~12:00		13:00~16:00	

受講票 (危険物取扱者保安講習)	
受講番号	〇〇〇〇
講習区分	(A)・B・C
氏名	山口 太郎
講習日	令和6年 8月 6日
講習会場	〇〇消防本部
講習時間	午前 午後
※ 講習時間は、講習日、講習区分により異なります。日曜日の場合は、午前又は午後に変更してください。	
受講心得	
標行品：危険物取扱者免状、受講票、講習科目 ① 受講者には、危険物取扱者免状に講習終了証明を行います。必ず、免状を携帯してください。 ② 駐車場には限りがあります。できるだけ公共の交通機関をご利用ください。(地下鉄市営消防センターには駐車場がありません。) ③ この受講票は、講習開始日のおおむね一週間前に無効となります。 ④ 会場などの変更が発生又は発生する恐れがあるときは、講習日程を変更することがあります。	

- ① 住所欄は、**自宅**の住所、電話番号ですが、③の事業所で連絡が付く方は、記入されなくても結構です。
- ② **免状を複数種類所持している方は、以下の優先順位でいずれか1種類のみご記入ください。** (全て記入でも可。免状の交付年は和暦 (S・H・R) で記入)
 ア 甲種を所持している方 → **甲種の欄**をご記入ください。
 イ 乙種4類と乙種のその他の類 (1・2・3・5・6) や丙種を所持している方 → **乙種4類の欄**をご記入ください。
 ウ 甲種や乙種4類がない方で複数種類を所持している方 → **乙種 (1・2・3・5・6) 欄のいずれか1種類**をご記入ください。
- ③ 受講申請者の**所属 (給与支給) する事業所**の名称、所在地、電話をご記入ください。
 ア 名称、〒・所在地、電話 (FAX) が一体となった**ゴム印**でも判読できればokです。
 イ **ゴム印**の並びは名称、〒・所在地、電話の順でなくても結構です。
- ④ **講習会場名**は、他会場と誤認しない範囲で適宜省略して記載されてもokです。
 例：山口県農協宇部統括本部、JA山口宇部統括本部、山口県漁協〇〇支店、JF山口〇〇支店、周南地場産振興センター、小野田消防署 など

危険物取扱者保安講習受講申請書				申請日：令和6年 6月 7日	
ふりがな		やまぐち たけお		生年月日	
氏名		山口 太郎		63年10月15日生	
住所		〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		③ 事業所名・〒所在地・電話	
危険物取扱者免状		講習区分 (A)・B・C		講習日	
講習区分 (A)・B・C		講習日		令和6年 8月 6日	
講習会場		講習時間		午前 午後	
講習時間		9:00~12:00		13:00~16:00	

受講票 (危険物取扱者保安講習)	
受講番号	〇〇〇〇
講習区分	(A)・B・C
氏名	山口 太郎
講習日	令和6年 8月 6日
講習会場	〇〇消防本部
講習時間	午前 午後
※ 講習時間は、講習日、講習区分により異なります。日曜日の場合は、午前又は午後に変更してください。	
受講心得	
標行品：危険物取扱者免状、受講票、講習科目 ① 受講者には、危険物取扱者免状に講習終了証明を行います。必ず、免状を携帯してください。 ② 駐車場には限りがあります。できるだけ公共の交通機関をご利用ください。(地下鉄市営消防センターには駐車場がありません。) ③ この受講票は、講習開始日のおおむね一週間前に無効となります。 ④ 会場などの変更が発生又は発生する恐れがあるときは、講習日程を変更することがあります。	

記入例（送付先・手数料欄）

郵便はがき

山口郵便局
料金後納郵便

753 1234

〇〇市〇〇町1-2-2-33
△△マンション A-55号

山口 太郎 様

〒753-1234 山口県〇〇市△△町1-2-3
△△マンション A-55号

一般社団法人 山口県危険物安全協会連合会
〒753-1234 山口県〇〇市△△町1-2-3 山口県安全協会内
TEL 083-921-7789 FAX 083-921-9772

手数料欄 (山口県収入証紙)

5,000円 山口県
300円

※ 5,000円分の山口県収入証紙を重ねないでしっかり貼ってください。
※ 同一金額で重なっている収入証紙は切らずにそのまま貼って構いません。
※ 受講票は、講習実施日のおおむね一週間前に発送します。

- 注 ① 概ね一週間前に受講票を送付します。受講票の送付先を記入してください。
- ② 自宅に郵送する場合は、自宅の郵便番号、住所、氏名を記入してください。
- ③ **事業所に郵送する場合は、事業所の郵便番号、住所、事業所名等を記入してください。**
- ア 事業所あてに郵送する場合は、**受講者名の記載は省略されても結構です。**
(裏面に受講者名が記載されています。)
- イ 〒・所在地、名称が一体となったゴム印（電話があっても可）の使用もokです。
- ウ ゴム印に郵便番号がある場合は、郵便番号欄に記入がなくてもokです。
- エ ゴム印を使用する場合は、住所、氏名欄の罫線はあまり気にされなくても結構です。
- ④ 事業所が一括して申請書を提出し、受講番号が連続している場合で、受講票の送付先を事業所あてにされているときは、別途、封筒にまとめて発送します。(原則、5人以上)

※ 住所、事業所名等が一体となったゴム印を使用しての送付先の押印例

郵便はがき

山口郵便局
料金後納郵便

〒753-1234

山口県〇〇市△△町1-2-3
□□□(株)◇◇事業所
〇〇〇〇課 様

〒753-1234 山口県〇〇市△△町1-2-3
△△マンション A-55号

一般社団法人 山口県危険物安全協会連合会
〒753-1234 山口県〇〇市△△町1-2-3 山口県安全協会内
TEL 083-921-7789 FAX 083-921-9772

手数料欄 (山口県収入証紙)

5,000円 山口県
300円

※ 5,000円分の山口県収入証紙を重ねないでしっかり貼ってください。
※ 同一金額で重なっている収入証紙は切らずにそのまま貼って構いません。
※ 受講票は、講習実施日のおおむね一週間前に発送します。

受講申請書提出先

※ 受講申請書は、受講会場の所在する地区(市)の危険物安全協会等へ提出ください。

団体名等	郵便番号	所在地	電話番号
			FAX番号
下関市防災協会	750-0014	下関市岬之町17番1号 下関市消防局内	TEL 083-233-9114
			FAX 083-233-9122
宇部・山陽小野田防災協会	755-0027	宇部市港町二丁目3番30号 宇部・山陽小野田消防局内	TEL 0836-21-7699
			FAX 0836-21-6120
山口市危険物安全協会	753-0089	山口市亀山町2番1号 山口市消防本部内	TEL 083-932-2606
			FAX 083-932-2003
萩地区危険物安全協会	758-0041	萩市大字江向428番地2 萩市消防本部内	TEL 0838-25-2798
			FAX 0838-26-3945
防府市危険物安全協会	747-0044	防府市佐波二丁目11番25号 防府市消防本部内	TEL 0835-25-6111
			FAX 0835-25-6111
下松市危険物安全協会	744-0061	下松市大字河内1950番地 下松市消防本部内	TEL 0833-45-1882
			FAX 0833-41-7678
岩国地区防災協会	740-0037	岩国市愛宕町一丁目4番1号 岩国地区消防組合消防本部内	TEL 0827-93-3310
			FAX 0827-93-3310
光地区防災協会	743-0011	光市光井六丁目16番1号 光地区消防組合消防本部内	TEL 0833-74-5602
			FAX 0833-74-5611
長門市危険物安全協会	759-4101	長門市東深川1902番地1 長門市消防本部内	TEL 0837-22-5296
			FAX 0837-22-0428
柳井地区広域消防本部 予防課 又は 周東地区危険物安全協会	742-0031	柳井市南町五丁目4番1号	TEL 0820-23-7774
	742-0031	柳井市南町七丁目8番2号	FAX 0820-23-4503
美祢市危険物安全協会	759-2212	美祢市大嶺町東分11173番地 美祢市消防本部内	TEL 0837-52-2286
			FAX 0837-52-0540
周南市危険物保安協会	745-0056	周南市新宿通五丁目1番3号 周南市消防本部内	TEL 0834-22-8774
			FAX 0834-31-8533

保安講習委託者

山 口 県 (総務部 消防保安課 消防救急班)	753-8501	山口市滝町1番1号	TEL 083-933-2399
			FAX 083-933-2408

保安講習受託者

一般社団法人 山口県危険物安全協会連合会	753-0821	山口市葵二丁目5番69号 山口県葵庁舎内	TEL 083-923-7799
			FAX 083-922-0772